

「フォレストいいで」の活用を中心とした飯豊町の
滞在型観光・通年型観光化等構想策定業務 仕様書

1 趣旨

人口減少、少子高齢化など様々な要因により、市場が目まぐるしく変化している中で、フォレストいいでは令和元年以来、休業が続いている。一方で、当該エリアは白川湖の水没林として全国的に知名度が向上してきており、GWにおいては長大な渋滞が発生するなどオーバーツーリズムの兆しが見え始めている。

そこで、フォレストいいでの再稼働およびフォレストいいでエリアの活用により、観光客の空間的な分散を図るとともに、滞在型観光・通年型観光へシフトし、白川湖エリアの波及効果を飯豊町全体まで最大限に広げるための構想を策定する。

2 期間

契約締結の日から令和7年12月31日まで

3 業務内容

(1) 計画準備（業務計画書・作業スケジュールの作成）

(2) 対象エリアに関する情報収集（地域資源調査）

- ① 現状把握・課題抽出
- ② 上位関連計画における位置づけの整理
- ③ 関連法令等を踏まえた活用条件整理
- ④ 対象エリアの特性の整理

(3) 構想に関する町民意向の把握

(4) 構想案の検討

- ① コンセプト及び基本方針（利活用方針）
- ② 構想図の作成（イメージパース含む）
- ③ ターゲット設定・導入機能・施設規模
- ④ 概算事業費、資金調達方針
- ⑤ 事業手法・運営体制の検討
- ⑥ 事業スケジュール

(5) フォレストいいでの基本設計の実施

前項の構想案に基づき、設計条件を整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備関する改修方針、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合した図面資料を作成する。

なお、建物の現況については、エンジニアリングレポートを委託者から提供する。

(6) その他

前述の(1)から(5)の業務に加え、公募型プロポーザル方式による審査会において、受託者が提案した全ての内容を本業務に反映すること。また、事業にあたっては委託者との協議を随時実施し進めること。

5 成果物の提出（電子データ、A4）

- ・ 報告書等、電子データで成果物を納品すること。
- ・ 電子データは PDF 形式に加え、編集可能なフォーマットでも提出すること。
- ・ 活用する補助事業の都合上、契約期間満了前に、一部のデータ報告を求める場合があるので対応すること。
- ・ その他、発注者が指示するもの

6 業務遂行上の注意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、町の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに町と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。
- (3) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ町の承諾を得ること。

7 その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。

- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、町と受託者が協議の上、定めることとする。